

合併浄化槽の設置に 補助金が交付されます!!

町では、公共用水域の水質浄化を目的として、くみ取り便所・単独浄化槽から合併浄化槽への転換に対して、補助金を交付しています。
また、新規の高度処理合併浄化槽設置に対する補助金も交付しています。

合併浄化槽とは・・・

台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、トイレの汚水と併せて処理し、きれいな水として河川等へ放流する装置です。また、合併浄化槽のうち、通常の合併浄化槽で処理しきれない窒素・りん（黒部川のような閉鎖性水域での水質悪化の原因物質）の除去に主眼を置いた高度処理型合併浄化槽もあります。

- ※単独浄化槽… 建物からの生活雑排水のうち、トイレしか接続することができないため、台所、風呂、洗濯などの排水については**未処理のまま**河川等へ排水されます。
現在は、新たに単独浄化槽を設置することは法律で禁止されています。

補助対象浄化槽の種類は・・・

- ・通常型の合併浄化槽（くみ取り便所・単独浄化槽から合併浄化槽への転換）
 - ・窒素又はりんの除去に主眼を置いた高度処理型の合併浄化槽
- ※ 放流先のない場合の処理装置については裏面をご覧ください。

補助対象の区分は・・・

【転換】 補助限度額は裏面の表1	くみ取り便所又は単独浄化槽から合併浄化槽へ設置替えする場合 (通常型・高度処理型及び設置する浄化槽の人数で補助金額が異なります。) ※注1 ただし、建替えに伴う単独浄化槽からの設置替えは、【高度処理型】のみとなります。
【転換以外】 補助限度額は裏面の表2	住宅等の新築などに伴い、合併浄化槽を設置する場合は高度処理型のみ、対象となります。

補助対象施設は・・・

転換	専用住宅・併用住宅・店舗・マーケット・百貨店・飲食店 など
転換以外	専用住宅・居住面積2分の1以上の併用住宅

※羽計台・竜神台については、東庄団地合併処理し尿浄化槽で一括処理しています。

補助限度額については、裏面をご覧ください。

表1：くみ取り便所・単独浄化槽からの転換の場合の補助限度額

(単位：円)

種別 人槽	くみ取りから		単独浄化槽から	
	通常型 合併浄化槽	高度処理型合併浄化槽 窒素又はりん型	通常型 合併浄化槽	※注1 高度処理型合併浄化槽 窒素又はりん型
5	432,000	744,000	512,000	824,000
6~7	514,000	786,000	594,000	866,000
8~10	648,000	876,000	728,000	956,000

11人以上の人槽につきましてはお問い合わせください。

※注1 建替えに伴う単独浄化槽からの設置替えは【高度処理型】のみとなります。

建替えを伴わないくみ取り便所・単独浄化槽からの転換の場合、表1の補助限度額に加算して配管工事費（限度額 200,000円）の補助を行います。

表2：転換以外の場合の補助限度額

(単位：円)

種別 人槽	高度処理型合併浄化槽 窒素又はりん型
5	644,000
6~7	686,000
8~10	776,000

11人以上の人槽につきましてはお問い合わせください。

高度処理型合併浄化槽とは

「窒素又はりん型」・・・
放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下
又は総りん濃度が1mg/ℓ以下の機能を有する浄化槽で、黒部川貯水池のような閉鎖性水域へ流入する雑排水の水質の浄化に効果があります。

放流先のない場合の処理装置

補助対象浄化槽と同時に千葉県浄化槽取扱指導要綱の規定により定められた放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドラインの基準に適合している蒸発拡散装置を設置する者に対する補助金の額は、処理装置の設置に要した費用の3分の1から、千円未満を切り捨てた額と100,000円を比較して少ない方の額となります。

注意事項

- 補助可能基数は予算の範囲内とします。
- 工事着工前に補助金の交付申請が必要です。

問い合わせ先

町民課 生活環境係
電話 86-6072